

## 令和8年度 筑西市橋の愛称募集要領

### 1 目的

市が管理する橋に愛称を付けていただくことにより、橋への愛着を醸成するとともに、本市の魅力発信及び地域資源としての橋の価値向上を図ることを目的とします。

### 2 応募資格

橋に親しみと愛着が湧くような愛称を付けていただける個人や団体であれば、市内外を問わずどなたでも応募できます。ただし、未成年の方は保護者の同意を必要とします。

応募は1人又は1団体につき1橋までとし、以下の項目に該当しない者とします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- (2) その他命名者として不適當と認められる者

### 3 対象の橋

募集対象となる橋は、募集対象の橋一覧（別紙1）のとおりです。各橋の位置については、愛称を募集する橋位置図（別紙2）をご覧ください。

一覧に掲載されていない橋について愛称を付けたい場合は、事前にお問合せください。職員が現地を確認したうえで、あらためてご連絡します。

### 4 愛称の命名権料及び使用期間

命名権料は1橋20,000円です。

愛称の使用期間は、現地に愛称入りの銘板を設置した日から令和11年3月31日（土）までとします。

銘板の位置は橋の入り口1か所とし、設置は市が行います。ただし、災害復旧工事その他やむを得ない理由により、銘板を一時撤去又は移設する場合があります。

なお、愛称は公共の場等で正式な橋の名称として使用するものではありません。

## 5 命名権料の使途

橋に設置するための愛称入り銘板の製作等に要する費用及び市が管理する橋の維持管理に要する費用とします。

命名者には製作した銘板を贈呈します。

## 6 愛称名

公共の橋にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものとし、条件等は以下のとおりとします。

- (1) 愛称の最後の文字は、漢字の「橋」とし、読み方は「はし」、「ばし」、「きょう」のいずれかにしてください。
- (2) 日本語又は英語（アルファベット）により表記可能で、「橋」を含めて合計10文字以内とします。
- (3) 企業ロゴ、マーク、記号等は愛称に使用できません。
- (4) 次のいずれかに該当するものは愛称として認められません。
  - ①公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ②商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の第三者の知的財産権の侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
  - ③人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
  - ④政治性又は宗教性があるもの
  - ⑤社会問題その他社会情勢に照らし、極端な主義又は主張に当たるもの
  - ⑥その他愛称とすることが適当でないと認められるもの

## 7 応募方法

筑西市橋の愛称募集応募用紙（別紙3）を、次の方法で提出してください。

応募用紙は、筑西市役所道路維持課窓口（本庁舎3階）及び各支所にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

### (1) 提出方法

持参、郵送、又は電子メール

応募者本人に代わり代理人が提出する場合、応募用紙には代理人ではなく応募者本人の氏名・住所・連絡先を記入してください。

不正な目的での応募を防止するため、提出時に本人確認をさせていただく場合があります。

また、提出された応募書類は返却いたしません。

## (2) 募集及び提出期間

【第1回】令和8年4月1日（水）から6月30日（火）まで

【第2回】令和8年9月1日（火）から10月30日（金）まで（予定）

（郵送の場合は当日消印有効）

第1回募集において応募がなかった橋については、第2回募集を9月から10月までの期間に実施する予定です。

## (3) 提出先及び問合せ先

〒308-8616 筑西市丙360番地

筑西市役所 都市建設部道路維持課橋梁係（本庁舎3階）

電話：0296-24-2111（内線3227）

E-mail：doro@city.chikusei.lg.jp

## 8 愛称の決定及び通知方法

応募のあった愛称については、提出された書類に基づき審査を行い、市長が決定するものとします。

決定した愛称については、筑西市橋の愛称決定通知書（別紙4）により応募者に通知します。審査の結果、却下した場合は、筑西市橋の愛称却下通知書（別紙5）により通知します。

なお、決定された愛称は期間途中に変更できません。

## 9 命名権料の納付方法

決定通知書に同封してある納付書でお支払いください。

決定通知日より40日が経過しても納付が確認できない場合は、決定を取り消します。取消しとなった場合は、筑西市橋の愛称決定取消通知書（別紙6）で通知します。

## 10 応募の取下げ

応募の取下げをご希望される場合は、愛称の決定前までにお申し出ください。

命名権料を納付後に取下げをされた場合は、命名権料はご返金できません。

## 11 愛称の継続使用

命名者は、愛称の使用期間後に、継続して愛称を使用したい場合は、令和10年12月28日（木）までに申し出ること、優先的に愛称を付けることができます。

継続使用する際、愛称の変更をしたい場合は、申出があった後、協議により決定します。

## 12 個人情報の取扱い

取得した応募者の個人情報は適切に管理し、愛称募集の目的以外には使用しません。

## 13 留意事項

- (1) 応募の内容について、必要に応じて聞き取りを実施することがあります。
- (2) 1つの橋に応募者が複数いる場合は、先着順とします。
- (3) 応募にあたっての費用は、応募者の負担となります。
- (4) 本要領に定めのない事項については、市が別途定めるものとします。
- (5) 本事業の実施に関して生じる利用者等相互間の問題等については、市は一切の責任を負わないものとします。

## 14 施行

この要領は令和8年4月1日から施行します。